

直方市スポーツ推進計画

《後期改定》



直方市
令和 6 年 3 月

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
Ⅰ 計画策定の背景	1
1. 運動やスポーツを取り巻く状況とその重要性	1
(1) 国内における社会情勢の変化と運動やスポーツとの関係	1
(2) 「スポーツに関する市民意識アンケート」から	3
(3) 子どもの体力の状況	3
(4) 国や県の動向	4
Ⅱ 計画策定の視点	5
Ⅲ 計画の位置づけ	6
Ⅳ 計画の期間	7
第2章 計画の基本的な考え方	8
Ⅰ 基本理念	8
Ⅱ 基本方針とスローガン	8
Ⅲ 計画の体系	9
第3章 運動とスポーツ推進に向けた施策	10
Ⅰ 運動やスポーツを通じた健康の保持増進	10
1. 子どもの運動やスポーツ活動の推進	10
(1) 幼児期からの体を使った遊びや運動の習慣づくり	11
(2) 子どもの体力向上	11
2. 高齢者の健康づくりの推進	12
(1) 運動やスポーツへのきっかけづくり	12
(2) 高齢者の健康づくり	12
3. 気軽に参加できる多様な機会の充実	12
(1) 活動的な生活習慣へのきっかけづくり	13
(2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供	13
(3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり	13
(4) 多様な運動やスポーツの支援	14
(5) 自然環境を生かせるアウトドアスポーツの振興	14
Ⅱ 運動やスポーツ活動を支える環境づくり	15
1. 地域の運動やスポーツ活動の充実	15
(1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化	15
(2) 活動を支える人材の養成・確保	16

2.	競技力の向上	16
(1)	ジュニア期からの競技力向上.....	16
(2)	優秀競技者などへの支援	16
Ⅲ	運動やスポーツを楽しむ環境づくり	17
1.	運動やスポーツに関する情報提供の充実.....	17
(1)	情報の収集・発信	17
(2)	スポーツ観戦の機会づくり	18
2.	スポーツ施設及び関連施設の充実.....	18
(1)	施設の有効活用.....	19
(2)	計画的な施設管理の推進	19
第 4 章	計画の推進と進捗管理	24
Ⅰ	推進体制.....	24
Ⅱ	計画の進捗管理と想定する成果指標（KPI）	25
Ⅲ	計画の継続的な改善と更新	25

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景

直方市は、平成31年3月に「直方市スポーツ推進計画」を策定しました。この中で、市民が様々な形でスポーツに親しみ、楽しさと感動を分かち合い、地域社会の中で健康でいきいきとした生活を送ることができる活力ある直方市の実現を目指し、「心と体・人と地域」を基本理念として掲げました。

しかし、その直後から新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、日本全体が足踏みせざるを得ない状況に陥り、現在はウィズコロナを掲げてスポーツの意味を再度問い直そうとしています。

今後改めて、「だれでも、いつでも、どこでも」生涯を通してスポーツに親しめる社会の実現のため、課題やニーズに対する積極的な対策を行い、総合的にスポーツ推進に取り組んでいくことが必要となります。

スポーツの魅力で市民生活をより豊かにしていくことを目指して、各団体と連携しながら、本市のスポーツ施策の推進に努めてまいります。

1. 運動やスポーツを取り巻く状況とその重要性

(1) 国内における社会情勢の変化と運動やスポーツとの関係

①生活環境の変化に伴う健康志向への対応

近年の生活環境の変化やコロナ禍による影響は、体力の低下や生活習慣病の増加をもたらすなど、私たちの健康に大きな影響を与えています。

誰もが健康で、明るく豊かな生活を望む中で、運動やスポーツを通した健康・体力づくりに対する国民の意識やニーズが高まっており、こうしたことから国は「スポーツ基本計画」とともに「健康日本21（第2次）」を策定し、身体活動、運動及びスポーツを健康づくりの重要な取り組みとして、日常生活の中に取り入れられるよう推進しています。

活発な身体活動や適度な運動習慣は、生活習慣病の発症予防効果のほか、心の健康や生活の質、さらに近年ではロコモティブシンドローム^(注)やフレイルの予防改善や認知機能の向上などにも良い影響を与えることが明らかになってきています。幼少期から高齢期まで、性別や年齢、障がいのあるなしにかかわらず、「いつでも、どこでも」気軽に運動やスポーツに親しむことのできる環境整備は重要です。

(注) ロコモティブシンドローム：運動器の障害のため、立ったり歩いたりするための身体能力（移動機能）が低下した状態をいいます。ロコモが進行すると、将来介護が必要になるリスクが高くなります。

②高齢化に応じた施策の展開

長寿社会の今日、いくつになっても活動的な高齢期を過ごすための身体活動の取り組みと、健康的なライフスタイルへの関心が高まっています。直方市でも高齢化率が33.28%（令和5年3月末時点）となるなど、対応が急務となっています。健康づくりや生活の質（QOL）の維持向上に直結する運動やスポーツの役割はますます大きくなっていくものと考えられ、運動やスポーツを通じた健康的な活動が、高齢化に対する意識を変えることにつながるものと期待されています。

外出機会や人とのかかわりが健康に大きな影響を与えられると言われる中で、気軽に参加できるスポーツイベントも含めた地域活動へ参加するきっかけづくりや、日ごろの生活の中で自然と歩くことを受け入れられるような環境づくりが必要となります。

③子どもの運動やスポーツ機会の充実

生活の利便性向上や活動場所の制限による身体活動機会の減少が、大人だけではなく子どもたちの体力の低下を招いており、近年の新型コロナ禍による外出や活動の自粛によりその影響が加速しています。生活様態の変化が著しい現代社会において、子どもが毎日の暮らしの中で運動やスポーツを通じて心身の育成や健康の増進を図り、いきいきと安心して過ごせる地域社会の実現が望まれています。

幼児期からのさまざまな運動やスポーツの体験は、心身の健やかな成長の後押しとなり、生涯にわたって豊かなスポーツライフを築くための基盤となります。そのため、子どもの頃から運動能力を培っておくことが大切です。

子どもの体力や運動能力の低下の背景として、学校・地域・家庭において、運動やスポーツに親しむ機会や場所の減少が指摘されています。

学校体育の重要性に加え、スポーツにふれあい親しむことのできる地域の公園等での運動環境の整備改善や、親子などを対象とした各種事業などへの参加機会の充実を図る必要があります。

④地域社会における人と人とのつながり

核家族化や単身世帯の増加などのさまざまな社会情勢の変化に伴い、人間関係の希薄化が問題となってきています。人と接することなく様々なことが実現できる現代社会において、利便性が向上する一方で、近所や地域とのつながりは薄れつつあります。

そうした中で、運動やスポーツは人と人とのつながりを生み出し、また楽しさを共有することができます。地域で運動やスポーツに何らかの形で参加すること

が、社会参加の場として新たな交流や連帯感を生み出すきっかけとなり、コミュニティづくりにつながることが期待されています。

(2) 「スポーツに関する市民意識アンケート」から

市では計画の見直しの参考とするため、市民のスポーツに関する意識についてのアンケートを実施しました。アンケートでは、市民のスポーツへの意識に関する設問を設定しています。

※アンケート調査に関する内容については、巻末資料「直方市スポーツに関する意識アンケート」に掲載しています。

①集計結果のポイント

この一年に行ったスポーツや運動について、「運動を行わなかった」割合が23.8%でした。行わない理由としては、31.6%の方が「仕事や家事が忙しい」としており、全国的傾向と一致しています。

参照：問3

同じくこの一年に行ったスポーツや運動について、最も多かったのが「ウォーキング・軽い体操」で50.4%の方が選択しました。一方で、比較的気軽にできる「ジョギング・マラソン」や「サイクリング」を選んだ割合は、それぞれ7.1%と5.1%で、国の調査に比べ低い割合でした。（参照：問3）

(3) 子どもの体力の状況

令和4年度の全国体力・運動能力調査では、小学5年生の男子はわずかに全国及び県平均を上回り、全国及び県平均を女子はわずかに下回った。中学2年生の場合は男女ともに全国平均は上回り、県平均を下回る状況であった。年度推移をみると、年度による結果のばらつきが大きいですが、概ね男子は全国平均を上回る種目が多く、女子はほとんどの年度で下回ることが多い状況にある。

(4) 国や県の動向

国においては、平成22年に「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」「連携・協働」を基本的な考え方とする「スポーツ立国戦略」が策定され、翌年の平成23年8月には50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され「スポーツ基本法」が施行されました。

その前文には、スポーツは「世界共通の人類の文化である」「心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」と明記され、国や地方自治体の責務、スポーツ団体の努力、国をはじめとした関係者の相互の連携・協働、国において「スポーツ基本計画」を定めること、地方公共団体においては、地方の実情に即したスポーツ推進計画の策定に努めることなどが明記されています。平成24年3月、国の「スポーツ基本計画」が策定されました。

そして平成27年10月には、文部科学省の外局として「スポーツ庁」が設置され、従来取り組んできたスポーツの推進に加えて、スポーツを通じた健康の保持増進や地域社会の再生、2021年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催など、多数の府省に関連する施策が総合的に推進され、また、平成29年3月にスポーツ立国の実現をめざす上での重要な指針となる基本計画として「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

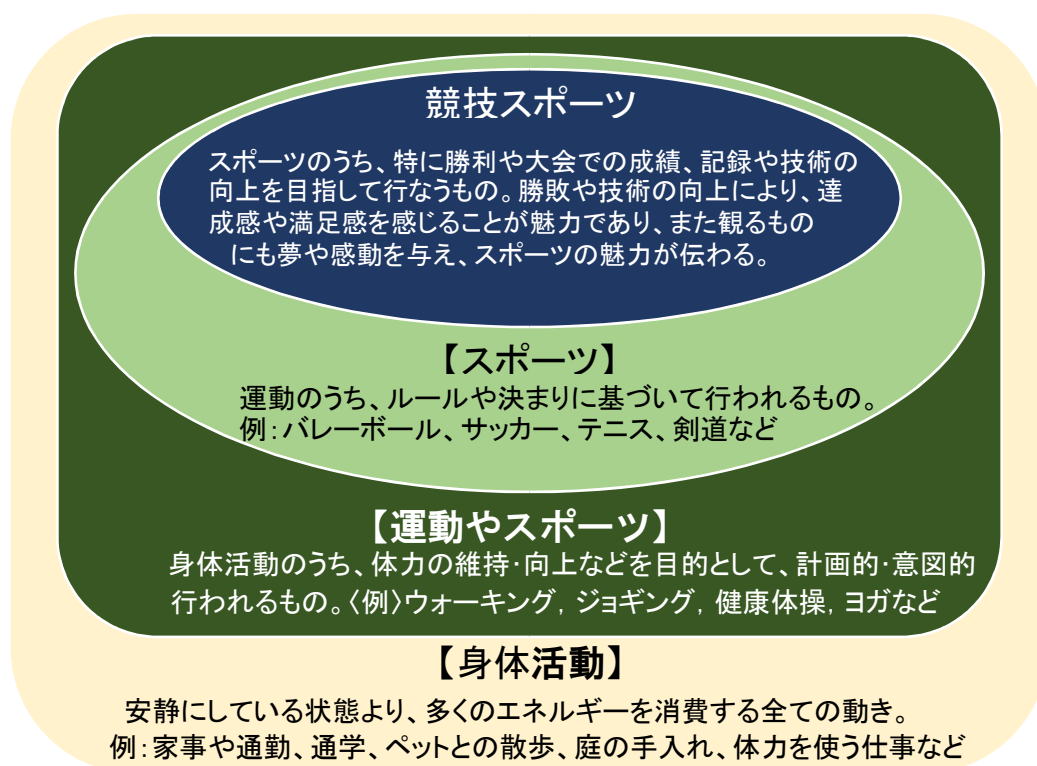
福岡県においては、国の「スポーツ基本法」の制定と「第2期スポーツ基本計画」を踏まえ、「福岡県スポーツ推進計画」を平成30年12月に策定後、「福岡県スポーツ推進条例」が制定され（令和2年4月1日施行）、現在第2期福岡県スポーツ推進計画の策定作業が行われています。

Ⅱ 計画策定の視点

今後スポーツを推進していく上で、ルールに基づき勝敗を競う「競技スポーツ」のイメージが先行してしまう「スポーツ」という表現より、多くの市民がよりスポーツを身近に感じ「健康づくり」や「心身のリフレッシュ」への意識を拡げやすい「運動とスポーツ」という幅の広い表現を使います。

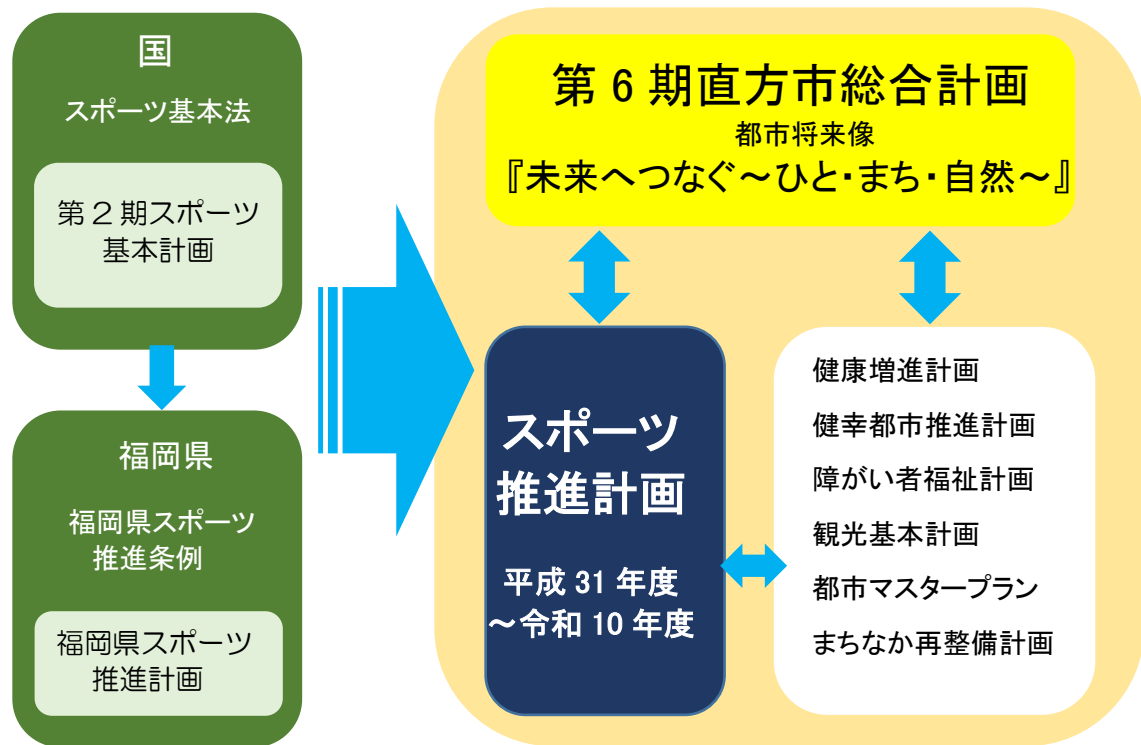
これにより、子どもの遊びや学校での体育、成人の散歩や運動不足解消を目的とした徒歩通勤への切り替え、積極的な階段の利用、体操やヨガ、自然に親しみながらの野外活動などもイメージしやすい「運動とスポーツ」と表現し、本計画で推進する「スポーツ」の対象とします。

また、介護予防や生活習慣病の改善などにもつながる「運動とスポーツ」の効能は、全ての市民にとって非常に重要です。「運動とスポーツ」は健康で豊かな生活はもとより、コミュニティづくりやコミュニケーションの機会を生み出し、豊かな人間関係の醸成にもつながります。



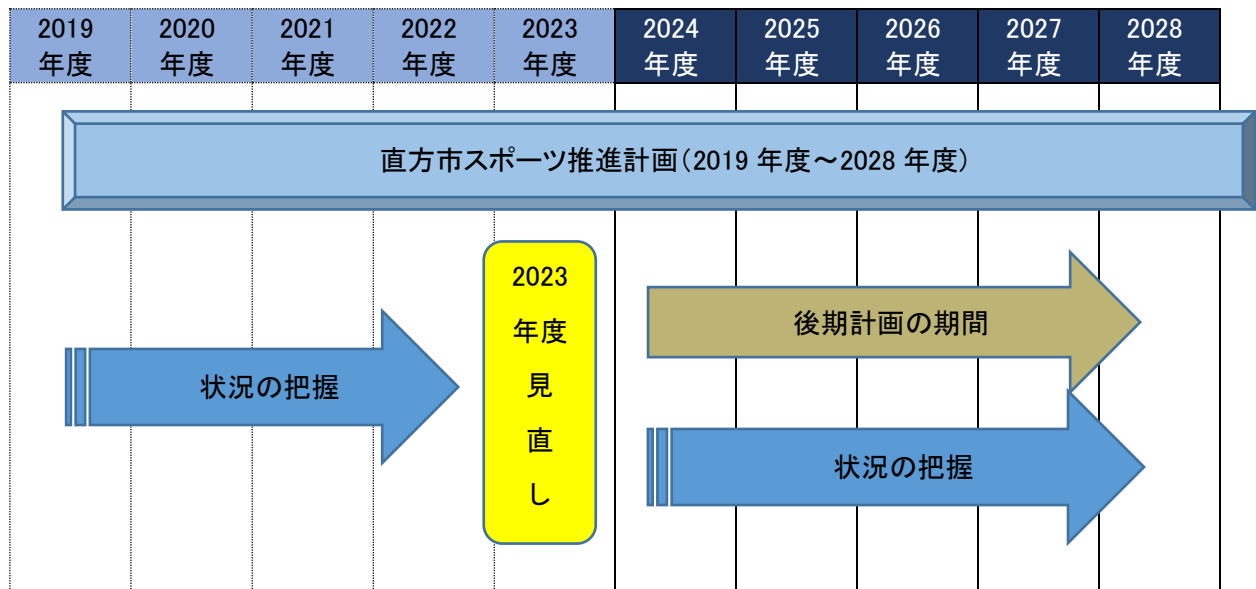
Ⅲ 計画の位置づけ

第6次直方市総合計画後期事業計画（令和3年度～12年度）との整合性を図り、今後の市のスポーツ推進の方向性を示すものとして位置づけます。異なる部署が相互連携を図り、市民の健康寿命の延伸に効果的な取り組みを推進します。



IV 計画の期間

本計画は2019年度から2028年度までの10年間の計画期間であり、今回は計画期間の中間年にあたる改定を行いました。



第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

心と体・人と地域 ～ 健康都市のおがたの実現に向けて ～

本計画は、市民が地域社会の中で健康でいきいきとした生活を送ることができる活力あるまちの実現を目指し、「心と体・人と地域」を基本理念として掲げていきます。

誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、健康に対する意識の向上、世代を超えたスポーツの振興及び健康の保持増進を図り、運動やスポーツを活かした活力ある地域コミュニティづくりを目指すために定められたもので、後期計画期間もこの理念を継承します。

II 基本方針とスローガン

運動やスポーツの基本は「体を動かすこと」です。「体を動かすこと」こそが運動やスポーツの第一歩であり、その本質でもあると言っても過言ではありません。

そして、多くの市民にとって、体を動かすために一番身近な身体的活動として、「歩くこと」が挙げられます。活動量を増やすための取り組みやすい手段として、歩行を中心とした身体活動を増加させることがとても有効です。

「歩くこと」は他の運動やスポーツに比べて誰もが取り組みやすく、怪我の危険、場所の制限が生じにくいといったことがあります。また、「体を動かすこと」を推進するためには「歩きやすい街」の環境整備も必要であり、ひいては、車いすや自転車の利用者にも優しく安全も実現し、年代や性別、障がいの有無に関わらない住環境の改善にもつながります。最終的には、歩行をはじめとした身体的な活動の増加に積極的に取り組むことで、生活の質向上や生きがいづくりや健康寿命の延伸につながります。

本計画を実現するため、生涯スポーツの実現につながる「健康都市のおがたの実現に向けて」をスローガンとして掲げ、以下の3つの基本方針をもって、施策の推進を図ります。

1. 運動やスポーツを通じた健康の維持増進

2. 運動やスポーツ活動を支える環境づくり

3. 運動やスポーツを楽しむ環境づくり

Ⅲ 計画の体系

Ⅰ 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

- 1 子どもの運動やスポーツ活動の推進
 - (1) 幼児期からの体を使った遊びや運動の習慣づくり
 - (2) 子どもの体力向上
- 2 高齢者の健康づくりの推進
 - (1) 運動やスポーツへのきっかけづくり
 - (2) 高齢者の健康づくり
- 3 気軽に参加できる多様な機会の充実
 - (1) 活動的な生活習慣へのきっかけづくり
 - (2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供
 - (3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり
 - (4) 多様な運動やスポーツの継続支援
 - (5) アウトドアスポーツの振興

Ⅱ 運動やスポーツ活動を支える環境づくり

- 1 地域の運動やスポーツ活動の充実
 - (1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化
 - (2) 活動を支える人材の養成・確保
- 2 競技力の向上
 - (1) ジュニア期からの競技力向上
 - (2) 優秀競技者などへの助成

Ⅲ 運動やスポーツを楽しむ環境づくり

- 1 運動やスポーツに関する情報提供の充実
 - (1) 情報の収集・発信
 - (2) スポーツ観戦の機会づくり
- 2 スポーツ施設及び関連施設の充実
 - (1) 施設の有効活用と集約化・更新
 - (2) 計画的な施設管理の推進

第3章 運動とスポーツ推進に向けた施策

I 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

高齢社会において健康で自立した生活を送るためには、高齢期を迎える前から、日常的に運動やスポーツに親しみ、健康の維持や体力の向上を図ることが大切です。健康が保たれることにより、生活の質向上や生きがいづくり、健康寿命の延伸につながります。

健康的な毎日を送るため、できるかぎり若い時期から運動やスポーツなどに親しむ機会、きっかけを作っていくことが重要です。

一方で、その機会に恵まれない人もいることから、ライフスタイルやライフステージの変化に合わせた運動やスポーツ機会の提供を図ることが必要です。

なかでも歩くことは、身体活動の基本であり、年代や生活様式を問わず誰もが、ひとりでも、仲間とも、あるいは世代を越えて一緒に取り組むことができます。

人々の健康は、自ら作り守ることを基本としながらも、個人だけではなく社会面から共に取り組むことが、まち全体の健康につながると考えられます。市全体が元気で健康になるよう、健康づくりから広がるまちづくりの展開に向け、歩くことを通した市民の積極的な健康づくりを推進します。

1. 子どもの運動やスポーツ活動の推進

子どもたちを取巻く社会環境や生活様式が大きく変化していることに伴い、子どもの運動能力や体力は低下しており、また運動をする・しないの二極化も進んでいるといった課題があります。

そのためにも、幼児期のうちから家庭などにおいて楽しく体を動かす習慣を身につけることで運動能力や体力の向上を図るとともに、家族で積極的に運動やスポーツに参加することによって、子どもたちが運動やスポーツに興味・関心を持ち、好きになることで、身体を動かすことが日常化されるよう、健康的な生活習慣の確立を目指します。

(1) 幼児期からの体を使った遊びや運動の習慣づくり

幼児期から小学校低学年程度の子どもとその保護者を対象に、遊びを通して楽しみながら運動習慣を身につける教室や家庭でできるプログラムなどを実施することで、保護者の意識啓発も併せた取り組みを推進します。

①	親子で遊びや運動に親しむプログラムの提供（子育て・障がい支援課、文化・スポーツ推進課）
②	幼児期の身体活動の促進（子育て・障がい支援課）
③	幼児期からの望ましい栄養・食生活の確立（子育て・障がい支援課）
④	子育て支援センターなどの活用（こども育成課）

※ （ ）内は主な担当課。

(2) 子どもの体力向上

運動の楽しさや魅力に触れてもらうことや体力を高めていく活動を通して、運動をする・しないの二極化を解消し、子どもたちの生活の基盤となる体力を育む取り組みを推進します。また、相撲などの伝統的なスポーツの継承も行います。

①	外遊びや歩くことなどによる運動習慣の形成（子育て・障がい支援課）
②	多種多様な運動やスポーツ体験機会の充実（文化・スポーツ推進課）
③	学童クラブ等でのニュースポーツ ^(注) の普及（文化・スポーツ推進課、こども育成課）
④	トップアスリートなどとの交流（文化・スポーツ推進課）
⑤	スポーツ少年団への加入促進支援（文化・スポーツ推進課）
⑥	保護者、教員、指導者向けの研修機会の充実（文化・スポーツ推進課）
⑦	相撲などの伝統的なスポーツの継承（文化・スポーツ推進課）
⑧	丈夫な体をつくる栄養・食生活の推進（子育て・障がい支援課、学校総務課）

(注) ニュースポーツ：年齢、性別、体力、技術にかかわらず、誰でも気軽にスポーツを楽しめることを目的とした比較的新しいスポーツ種目の総称。既存のスポーツのルールをやさしく改良したものや、各種競技団体が普及のために改良したもの、外国から入ってきた民族スポーツなどがあり、直方市では、パークゴルフ、グランドゴルフ、ボッチャなどのニュースポーツが行われています。

2. 高齢者の健康づくりの推進

生活習慣病予防や介護予防においても、運動やスポーツが有効策のひとつとなっていることから、運動やスポーツを始めるための工夫を充実させることで、意識の啓発を図ります。

(1) 運動やスポーツへのきっかけづくり

さまざまな関係機関や団体などと連携協力し、栄養・食生活など多様な角度から、ニュースポーツや軽運動を含めた運動やスポーツを始めるための取り組みを推進します。

①	ニュースポーツ体験機会の充実(文化・スポーツ推進課)
②	フットパスなど新たな視点での歩く運動習慣につながる機会づくり(文化・スポーツ推進課、商工観光課、健康長寿課)
③	栄養・食生活や運動などの各種事業の取り組み(健康長寿課)

(2) 高齢者の健康づくり

健康の保持や介護予防のために、手軽に始められる運動などを紹介し、参加を促します。社会体育施設も登録を推進します。

①	地域における健康教室等自立支援に資する取り組みの推進(健康長寿課)
②	健康の増進に向けた自主的な努力を促す「のおがた元気ポイント事業 ^(注) 」等の推進(健康長寿課、文化・スポーツ推進課)
③	高齢者対象の健康や運動に関する広報活動の推進(健康長寿課)

(注) のおがた元気ポイント事業：高齢者の健康づくりや介護予防を推進するため、市や地域で行っている活動に参加したり、健診を受けたりすることでポイントを集める事業です。65歳以上の方が対象。

3. 気軽に参加できる多様な機会の充実

それぞれのライフスタイルやライフステージにおいて運動やスポーツを始めることができるよう、健康・運動に関する正しい知識や、気軽に参加が可能なプログラムの提供により、身近な場所での運動やスポーツへの参加を促す取り組みを推進します。

(1) 活動的な生活習慣へのきっかけづくり

健康・運動に関心の低い人に向けて、運動やスポーツの有効性や楽しさに気づくような取り組みを行うことで、意識の啓発を図ります。

①	日常生活の中で意識して体を動かすことの啓発(健康長寿課、文化・スポーツ推進課)
②	生活習慣病予防のための情報の提供(健康長寿課)
③	地域活動などの社会参加の促進(健康長寿課、防災地域安全課)
④	年齢や健康状態に応じた相談体制の充実(健康長寿課)

(2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供

身近で手軽に行うことができる歩くことのさまざまな取り組みを充実させ、歩くことによる健康づくりやまちづくりを推進します。

また、いつでも自由に始められるプログラムや高齢者や障がいを持つ人にも参加可能なプログラム、競技スポーツへの入門機会となる各競技種目の初心者教室などの拡充を図るほか、障がいのある人も、運動やスポーツの楽しさを体験できる取り組みを進めます。

①	歩くことによる健康づくりの推進(文化・スポーツ推進課)
②	ニュースポーツ体験機会の充実(再掲)(文化・スポーツ推進課)
③	スポーツツーリズムの推進(文化・スポーツ推進課、商工観光課)
④	気軽に参加できるプログラム等の充実(文化・スポーツ推進課)
⑤	初心者スポーツ教室などの充実(文化・スポーツ推進課)
⑥	高齢者や障がいを持つ人も参加しやすいプログラムの充実(子育て・障がい支援課、文化・スポーツ推進課)

(3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり

運動やスポーツをしたいと思っても機会がなかなか見つからないという子育て世代に、乳幼児と一緒にでも体を動かせるプログラムなどを開発し、参加者が地域で楽しむことができるような運動やスポーツの機会を提供します。

また、なかなか時間が取れずに運動やスポーツを定期的に行うことができない働き盛り世代に、わずかな時間でも参加可能なプログラムの提供を図ります。

①	子育て世代が参加しやすいプログラムの提供(子育て・障がい支援課)
②	親子でできる運動や遊びプログラムの提供(子育て・障がい支援課、文化・スポーツ推進課)
③	働き盛り世代が参加しやすいプログラムの提供(子育て・障がい支援課)

(4) 多様な運動やスポーツの支援

技術レベルに応じた指導を受けることや、日ごろの成果を活かす機会として大会などに参加することは、技術やモチベーションを高め、運動やスポーツの継続にも効果的です。このため、各種競技団体などに対し、教室や大会の開催を今後も奨励し、継続したスポーツ活動を支援します。

①	各種運動プログラムやスポーツ教室の充実(文化・スポーツ推進課)
②	各種スポーツ大会の開催(文化・スポーツ推進課)

(5) 自然環境を生かしたアウトドアスポーツの振興

直方市とその近郊などの豊かな自然環境を活かした、登山やハイキング、カヌーなども含めたアウトドアスポーツに親しむ機会向上を図ります。

①	アウトドアスポーツの普及推進(文化・スポーツ推進課)
---	----------------------------

Ⅱ 運動やスポーツ活動を支える環境づくり

市民の運動やスポーツを推進するためには、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、気軽に、さらには継続して運動やスポーツに取り組むことのできるよう、支援して行く環境づくりが大切です。

本市には、各種競技団体や各種スポーツ少年団、それらを統括する体育協会をはじめ、総合型地域スポーツクラブ^(注) わくわくクラブのおがた、スポーツ推進委員協議会などの各種団体が活動し、それぞれの立場で市民の運動やスポーツ活動の支えとなっていることから、市民のさらなる運動やスポーツ活動を推進するためにも、各種団体活動の充実を図ります。

また、運動やスポーツによる人との出会いや交流の機会は、日常的に人が地域でつながるきっかけとなります。こうしたつながりは、地域において災害の際にも役立つほか、運動やスポーツをしていない人に興味や関心を持ってもらう機会となることから、運動やスポーツに関わる人を増やし、仲間を広げることによるコミュニティづくりを目指します。

また、子どもたちがスポーツに触れ合う機会の提供という面で、これまで大きな役割を果たしてきた中学校での運動部活動において、国は地域への移行を推進しています。国や県の部活動の地域移行の動向を鑑み、本市の実態を踏まえた地域移行に向けた環境づくりを進めます。

(注) 総合型地域スポーツクラブ：文部科学省や日本体育協会などが推奨している事業で、地域住民が運営主体となり、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるクラブのこと。

1. 地域の運動やスポーツ活動の充実

(1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化

競技スポーツの振興と市民の多様化した運動やスポーツへのニーズに対応するためにも、体育協会をはじめとした競技団体や、地域団体などの活動への支援や連携を推進します。

①	体育協会との連携(文化・スポーツ推進課)
②	スポーツ少年団活動への支援(文化・スポーツ推進課)
③	競技団体などとの連携、育成支援(文化・スポーツ推進課)
④	各種競技団体が主管する全国大会などの開催支援(文化・スポーツ推進課)
⑤	地域団体などにおける運動やスポーツの推進(文化・スポーツ推進課)
⑥	総合型地域スポーツクラブとの連携(文化・スポーツ推進課)

(2) 活動を支える人材の養成・確保

市民のさまざまなレベルでの運動やスポーツ活動を支えるため、指導者を発掘・養成するとともに、指導者間の情報交換の場を設定するなど、資質の向上に努めます。

①	指導者の発掘と研修機会の拡充(文化・スポーツ推進課)
②	スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の拡充(文化・スポーツ推進課)
③	運動やスポーツに関わる人材と地域との連携の強化(文化・スポーツ推進課)
④	健康や運動・スポーツ情報の充実(再掲)(文化・スポーツ推進課)
⑤	中学校部活動の地域移行に向けた環境整備(文化・スポーツ推進課、学校教育課)

2. 競技力の向上

(1) ジュニア期からの競技力向上

体育協会、スポーツ少年団、各種競技団体、学校などと連携・協働のもとに、子どもたちが運動やスポーツに継続的に取り組むことができる環境を整備するとともに、運動能力に優れた子どもの発掘、各年代における競技者の強化体制の整備及び競技者へ適切な指導ができる人材の養成などにより、競技レベルの維持・向上に向けた環境を整備します。

①	地元トップアスリート・競技者による指導機会の拡充(文化・スポーツ推進課)
②	学校部活動などへの専門指導者派遣支援(学校教育課、文化・スポーツ推進課)
③	選手育成事業などへの支援(文化・スポーツ推進課)
④	競技指導者などの養成・指導力向上のための研修機会の確保(文化・スポーツ推進課)
⑤	競技スポーツに必要な栄養・食生活に関する情報の提供(文化・スポーツ推進課)
⑥	高等教育機関などからのスポーツ医・科学情報の提供(文化・スポーツ推進課)

(2) 優秀競技者などへの支援

国際・全国大会などに出場する競技者を等しく支援するため、補助金の交付を行うとともに、大会などにおいて優秀な成績を収めた競技者、スポーツの振興に多大な功績のあった人を顕彰します。

①	国際・全国大会などの出場者への費用助成等の支援(秘書広報課)
②	優秀競技者などの顕彰(秘書広報課、文化・スポーツ推進課)

Ⅲ 運動やスポーツを楽しむ環境づくり

子どもから高齢者までの市民誰もが、運動・スポーツに親しみ、継続して取り組んでもらうためには、さまざまな情報を市民がいつでも目にすることができるようにするとともに、運動やスポーツに興味・関心を持ってもらう機会に触れることも必要です。

また、運動やスポーツに取り組むうえで、身近で安全に運動やスポーツを楽しむことのできる各種施設が望まれます。

そのため、運動やスポーツに関する情報の発信、社会体育施設の有効活用、学校施設や社会体育施設以外の活動場所の利用促進などといった、環境づくりの充実を図ります。

さらには、スポーツ推進審議会の意見に基づき、市外関連施設の利用の可能性について協議・検討を行うとともに、各種目に定められているガイドラインを考慮しながら、福岡県や関係機関及び市関係部署などと連携した感染症対策を実施し、利用促進に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

1. 運動やスポーツに関する情報提供の充実

多くの市民に運動やスポーツに親しんでもらうためには、市民のニーズに対応した健康や運動・スポーツに関するさまざまな情報を提供することが必要です。

体育協会、各種競技団体及び関係機関などと連携を図り情報を共有することで、市民にとって分かりやすい情報の発信に努めます。

(1) 情報の収集・発信

健康や運動・スポーツに関するさまざまな情報について、市民のニーズに対応し、これまでの広報紙やPRパンフレット、地域コミュニティ紙などの紙媒体情報のほか、SNSやインターネットなどを活用することで効果的な情報の発信を行うとともに、情報の収集にも取り組みます。

①	各種情報の収集を目的とした各関係機関などとの情報共有体制の構築継続（文化・スポーツ推進課）
②	多様な媒体を活用した情報の発信（文化・スポーツ推進課、健康長寿課）
③	健康や運動・スポーツ情報の充実（文化・スポーツ推進課、健康長寿課）

(2) スポーツ観戦の機会づくり

トップアスリートなどのプレーを間近に観ることで、感動や選手への憧れなどを抱いたり、応援を通してその場にいる知らない者同士に一体感や充実感などが生まれるなど、スポーツを観ることの楽しさを味わうことができます。こうしたことからスポーツへの興味や関心が高まることにつながるよう、スポーツ観戦機会の提供を図ります。

また、トップアスリートから、指導や助言を直接受けることのできる機会の促進を図ります。

①	スポーツ観戦の推進(文化・スポーツ推進課)
②	プロスポーツチームや関連企業との連携の推進(文化・スポーツ推進課)
③	トップアスリートとの交流の機会づくり(文化・スポーツ推進課)
④	市民と一体となって行う応援活動の推進(文化・スポーツ推進課)

2. スポーツ施設及び関連施設の充実

アンケート調査などにより市民のさまざまなニーズを把握し、市内にある屋内・外のスポーツ施設や関連施設の充実を検討するとともに、市外関連施設の利用の可能性についても協議・検討しながら、市民の健康で豊かな暮らしの拠点となり、楽しく安全に運動やスポーツを始めたり続けることができるよう、利用しやすい環境機能の充実を目指します。

また、各種目に定められているガイドラインを考慮しながら、福岡県や関係機関及び市関係部署などと連携した感染症対策を実施し、利用促進に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

さらには、歩くことによる市民の健康づくりを進めるため、歩くことに興味・関心などを持つことができるよう、歩道の改善や体育施設での周遊路の整備などを含めた環境づくりを推進します。

(1) 施設の有効活用

市民の運動やスポーツに関するニーズを把握し、施設の充実に努めるほか、市民の継続的活動の拡大を図るため、既存施設の有効活用を工夫するとともに、学校施設や関連施設、さらには市外周辺施設との有効な利用勧奨の可能性についても協議・検討し利用できるよう調整を図ります。

また、既存の大型公共施設等において、より安全に歩くことができる遊歩道の設置等を検討し、より多様なニーズに応じることができる環境の充実に努めます。

①	歩くことで健康を意識でき、快適さを味わうことができる環境づくりの推進(文化・スポーツ推進課、都市計画課、土木課)
②	学校スポーツ施設の活用(教育総務課、文化・スポーツ推進課)
③	各公共施設の有効活用の促進(文化・スポーツ推進課)
④	周辺近隣施設との連携検討(文化・スポーツ推進課)

(2) 計画的な施設管理及び更新の推進

年間を通じて練習環境が確保できる施設の整備を進めるとともに、老朽化が進む既存の各種社会体育施設について、市民の運動やスポーツに関するニーズを把握し、計画的で適切な維持管理及び更新に努めます。

特に、昭和 48 年に供用した直方市体育館については、鉄筋コンクリート建築物の耐用年数に迫りつつあり、駐車場の慢性的な不足や災害時の避難所としての運用にも不安があります。関係団体等の意見等も踏まえ、類似する施設の集約化や様々な官民連携手法の活用を考慮の上、整備に向けた検討を行います。また、現在市内に 2 施設があり、ニーズの変化等により利用が低迷している市民球場についても、集約化に向けた検討を行います。

これらの施設については、個別施設計画を策定するとともに、体育施設基金の積み立てによる財源の確保にも努めることとし、今後の計画的な更新に向けた取り組みを推進します。

また、体育施設の利用にあたっては、年齢や性別、能力等に関係なく施設を利用しやすいことが重要です。今後の施設の更新や修繕においては、ユニバーサルデザイン化を推進し、スポーツ庁が示す『スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック』を踏まえた施設とすることを原則とします。

また、施設使用料や時間区分については、利用しやすい制度や料金体系への変更を検討するとともに、受益者負担の適切化を基盤としつつ、高齢者の健康の維持増進に寄与しうる料金体系についても検討します。

さらには、各種目に定められているガイドラインを考慮しながら、福岡県や関係機関及び市関係部署などと連携した感染症対策を実施し、利用促進に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

①	ニーズに合わせた既存社会体育施設の更新・改修、集約化の推進(文化・スポーツ推進課)
②	利用しやすく、適切な受益者負担を考慮した施設使用料などの検討(文化・スポーツ推進課)
③	利用促進に向けた、感染症防止対策への取組み(文化・スポーツ推進課)
④	施設更新に向けた体育施設基金の積み立て(文化・スポーツ推進課、財政課)
⑤	高齢者や障がいを持つ人の運動やスポーツ環境の充実(文化・スポーツ推進課)

【施策一覧】

Ⅰ 運動やスポーツを通じた健康の保持増進	1.子どもの運動やスポーツ活動の推進	(1) 幼児期からの体を使った遊びや運動の習慣づくり	①	親子で遊びや運動に親しむプログラムの提供
			②	幼児期の身体活動の促進
			③	幼児期からの望ましい栄養・食生活の確立
			⑤	子育て支援センターなどの活用
		(2)子どもの体力向上	①	外遊びや歩くことなどによる運動習慣の形成
			②	多種多様な運動やスポーツ体験機会の充実
			③	学童クラブ等でのニュースポーツの普及
			④	トップアスリートなどとの交流
			⑤	スポーツ少年団への加入促進支援
	2.高齢者の健康づくりの推進	(1) 運動やスポーツへのきっかけづくり	⑥	保護者、教員、指導者向けの研修機会の充実
			⑦	相撲などの伝統的なスポーツの継承
			⑧	丈夫な体をつくる栄養・食生活の推進
		(2)高齢者の健康づくり	①	ニュースポーツ体験機会の充実
			②	フットパスなど新たな視点での歩く運動習慣につながる機会づくり
			③	栄養・食生活や運動などの各種事業の取り組み
			①	地域における健康教室等自立支援に資する取り組みの推進
			②	健康の増進に向けた自主的な努力を促す「のがた元気ポイント事業」等の推進
	3.気軽に参加できる多様な機会の充実	(1)活動的な生活習慣へのきっかけづくり	③	高齢者対象の健康や運動に関する広報活動の推進
			①	日常生活の中で意識して体を動かすことの啓発
			②	生活習慣病予防のための情報の提供
			③	地域活動などの社会参加の促進
			④	年齢や健康状態に応じた相談体制の充実
			①	歩くことによる健康づくりの推進

		(2) 気軽に参加できる身近な運動やスポーツ機会の提供	②	ニュースポーツ体験機会の充実
			③	スポーツツーリズムの推進
			④	気軽に参加できるプログラム等の充実
			⑤	初心者スポーツ教室などの充実
			⑥	高齢者も参加しやすいプログラムの充実
		(3) 子育て世代・働き盛り世代への運動やスポーツの機会づくり	①	子育て世代が参加しやすいプログラムの提供
			②	親子でできる運動や遊びプログラムの提供
			③	働き盛り世代が参加しやすいプログラムの提供
		(4) 多様な運動やスポーツの支援	①	各種運動プログラムやスポーツ教室の充実
			②	各種スポーツ大会の開催
		(5) 自然環境を生かせるアウトドアスポーツの振興	①	アウトドアスポーツの普及推進
Ⅱ 運動やスポーツ活動を支える環境づくり	1. 地域の運動やスポーツ活動の充実	(1) 地域で活動する団体などへの支援・連携強化	①	体育協会との連携
			②	スポーツ少年団活動への支援
			③	競技団体などとの連携、育成支援
			④	各種競技団体が主管する全国大会などの開催支援
			⑤	地域団体などにおける運動やスポーツの推進
			⑥	総合型地域スポーツクラブとの連携
		(2) 活動を支える人材の養成・確保	①	指導者の発掘と研修機会の拡充
			②	スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の拡充
			③	運動やスポーツに関わる人材と地域との連携の強化
			④	健康や運動・スポーツ情報の充実
			⑤	中学校部活動の地域移行に向けた環境整備
	2. 競技力の向上	(1) ジュニア期からの競技力向上	①	地元トップアスリート・競技者による指導機会の拡充

Ⅲ運動やスポーツを楽しむ環境づくり			②	学校部活動などへの専門指導者派遣支援
			③	選手育成事業などへの支援
			④	競技指導者などの養成・指導力向上のための研修機会の確保
			⑤	競技スポーツに必要な栄養・食生活に関する情報の提供
			⑥	高等教育機関などからのスポーツ医・科学情報の提供
		(2) 優秀競技者などへの支援	①	国際・全国大会などの出場者への費用助成等の支援
			②	優秀競技者などの顕彰
	1.運動やスポーツに関する情報提供の充実	(1) 情報の収集・発信	①	各種情報の収集を目的とした各関係機関などとの情報共有体制の構築継続
			②	多様な媒体を活用した情報の発信
			③	健康や運動・スポーツ情報の充実
		(2) スポーツ観戦の機会づくり	①	スポーツ観戦の推進
			②	プロスポーツチームや関連企業との連携の推進
			③	トップアスリートとの交流の機会づくり
			④	市民と一体となっていく応援活動の推進
	2. スポーツ施設及び関連施設の充実	(1) 施設の有効活用	①	歩くことで健康を意識でき、快適さを味わうことができる環境づくりの推進
			②	学校スポーツ施設の活用
			③	各公共施設の有効活用の促進
			④	周辺近隣施設との連携検討
		(2) 計画的な施設管理の推進	①	ニーズに合わせた既存社会体育施設の更新・改修、集約化の推進
			②	利用しやすく、適切な受益者負担を考慮した施設使用料などの検討
			③	利用促進に向けた、感染症防止対策への取り組み
			④	施設更新に向けた体育施設基金の積み立て
			⑤	障がいを持つ人の運動やスポーツ環境の充実

第4章 計画の推進と進捗管理

I 推進体制

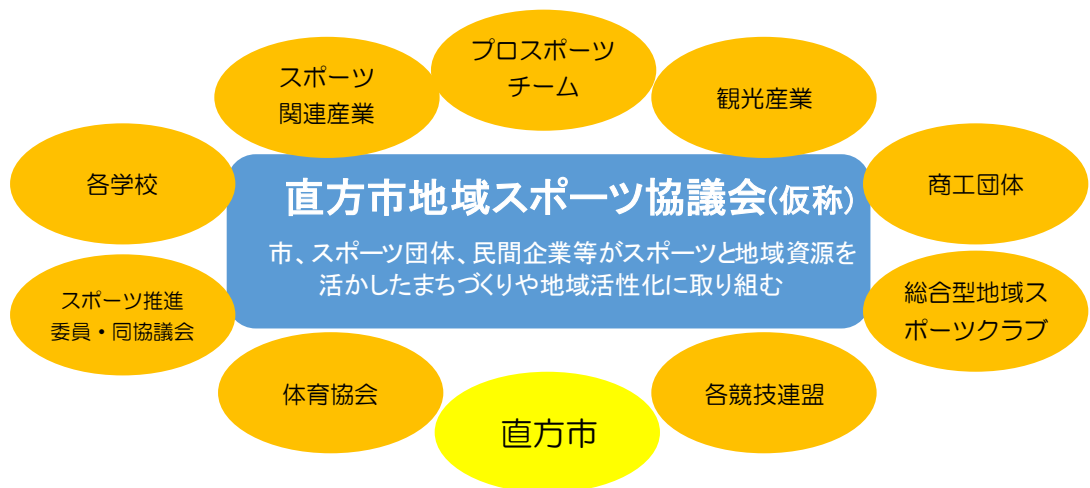
計画の推進にあたっては、市民・地域・スポーツ関係団体・学校・行政など、それぞれがスポーツ推進の担い手として協働し、一体となって取り組むことが重要になります。

市やスポーツ関係団体、民間企業（スポーツ産業等）等を構成員とした協議会を立ち上げ、今後のスポーツ環境の充実を図り、スポーツによる効果的な地域活性化を推進します。

計画策定を機に、市全体で市民一人一人が幼少期から高齢期にいたるまで、年齢・体力に応じ、身近な場所・地域で生涯をととして気軽にスポーツを楽しむことができる環境の構築を目指し、各組織・各団体が相互に連絡連携をとる体制づくりを推進していくものです。

《想定する団体等》

- ・直方市体育協会
- ・直方市スポーツ推進委員協議会
- ・各競技団体連盟
- ・各総合型地域スポーツクラブ
- ・周辺地域も含めたプロスポーツ団体



Ⅱ 計画の進捗管理と想定する成果指標(KPI)

市は、運動・スポーツの施策に関する検証及び評価を行うため、「直方市スポーツ推進審議会」（以下「審議会」という。）を年1回以上定期的に設置し、スポーツ関係団体などからの意見も聴取して計画の達成状況・実施効果などの検証・評価を行い、これを公表していきます。評価に関しては評価指標（KPI）を設け、達成度の進捗管理に努めています。

Ⅲ 計画の継続的な改善と更新

市民の健康や運動・スポーツを取り巻く情勢並びにニーズの変化に柔軟に対応するため、計画改定から2年おきの令和7年度、令和9年度及び最終年度の令和10年度にアンケート調査を実施し、実態把握に努め、施策や事業、計画の進捗状況などについて総合的に評価を検証し、計画の推進と次期計画の改定に資するよう努めます。

成果指標(KPI)	数値目標	
	中間見直し年度 (令和5年度)	最終年度 (令和10年度)
何らかのスポーツや運動を実施している割合	76.2%	80%
スポーツや運動を週1日以上している人の割合	46.0%	50%
ウォーキングや軽運動をしている人の割合	50.4%	55%
市民の健康寿命 ^(注1) の延伸	男性:79.4歳 女性:84.1歳 (令和4年度実績値)	男性:80.1歳 女性:84.9歳
子どもの体力の向上 (Tスコア ^(注2))	50.6 ※小中男女平均。 (令和4年度)	51.0
トレーニング室の利用者数	約8,000人 (令和4年度)	20,000人

(注1) 健康寿命：「ある健康状態で生活することが期待される平均期間」を表す指標。「健康」とは非常に幅広い概念であり、健康寿命には複数の種類があるが、補完的指標として、介護保険データを活用した「日常生活動作が自立している期間の平均」が最も妥当と考えられている。具体的には、要介護認定において「要介護1以下」を「健康」とし、「要介護2以上」を「不健康」と定義するものがあり、本計画ではこの指標を用いることとする。

(注2) Tスコア：偏差値のことで、集団の平均からどの程度ずれているかを示す数値であり、全国平均値を50、標準偏差が10になるよう修正した値。Tスコアが50以上は、市の平均値が全国平均値と同じか上回っていることを示す。